

入 札 心 得

入札参加者は別に定めるもののほか、この心得に定める事項を十分に理解し、慎重に入札書等の作成を行い入札に臨むこと。

(入札書)

1. 入札書は当院指定の様式に必要な事項を記載し、記名、押印（大津市の指名願を提出していない者については実印とする。指名願を提出している者については、あらかじめ使用印鑑として届け出た印鑑による。）すること。

なお、2回目以降の入札で、委任状を提出した者については、使用印鑑を押印すること。

1. 入札金額は税抜き金額を記載すること。
1. 入札書に見積内訳書を同封して提出すること。
1. 入札書は、封筒に「入札書在中」と朱書きし、当院が指定する方法で提出すること。
1. 入札書は、当院が指定した期日までに到着したものでなければ受理することができない。
1. 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札秩序の維持)

1. 入札に際して、当該入札を妨害し、又は不正の行為をする恐れがあるときは、その者の入場を拒み、又は入札会場外に撤去を命じることができる。
1. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
1. 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(代理人による入札)

1. 代理人をもって入札する場合は、入札者の委任状を入札会場入場直後に提出すること。
この場合、入札書には委任状に示された代理人の使用印鑑を押印すること。
1. 入札者又は入札代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。

(再度入札)

1. 開札の結果、落札者がいないときは2回を限度として再度入札をする。
1. 再度入札は、予め示している入札日時及び場所において行う。
1. 入札が無効とされた者は本件について再度入札に参加することができない。
1. 最低入札価格発表後（再度入札の場合）発表額以上の入札者は失格とし、本件について再度入札に参加することができない。
1. 再度入札の場合は、封筒への封入は不要とする。

(入札の無効)

1. 次に該当する入札は無効とし、再度入札に参加することができない。
(1) 入札参加資格のない者が入札したとき。

- (2) 入札書の金額を訂正したとき。
- (3) 入札に際し、不正の行為があったとき。
- (4) 入札書の金額その他必要な事項が不明、又は記載の漏れがあったとき。
- (5) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (6) 入札書の提出又は到着が所定の日時に遅れたとき。
- (7) その他入札に関する条件に違反したとき。

(落札者の決定)

1. 入札者のうち、予定価格以下で、最低価格の者を落札者とする。
(当院からの売却等の入札を行う場合は予定価格以上で、最高価格の者を落札者とする。)
1. 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
1. 落札者が決定したときは、開札に立ち会った入札者に口頭で知らせる。
落札者となる者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を速やかに連絡する。
1. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとする。
1. 落札者が決定するまで入札場所から退場することはできない。
ただし、指示をあたえたときはこの限りでない。

(入札の中止等)

1. 入札の執行は、当院の都合で延期又は中止若しくは取消しすることができる。
この場合において、入札参加者が損失を受けても当院は補償の責を負わない。

(入札の辞退等)

1. 入札前にあつては、入札辞退届(任意様式)を施設契約課契約係に前日までに直接持参し、又は郵送(入札日前日までに到達するものに限る)して行う。
1. 入札執行中にあつては、入札辞退届又は当院所定の入札書の金額欄に「辞退」と明記し、入札執行者に直接提出して行う。
1. 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(その他)

1. その他入札の進行等については、当院の指示に従うこと。